

農業担い手対策に関する行政評価・監視

1 実施時期 平成12年8月～13年7月
 2 通知先 農林水産省
 3 通知年月日 平成13年7月11日
 4 回答年月日 平成14年3月14日

通 知 要 旨	回 答 要 旨
<p>① 農業経営の法人化の推進</p> <p>農林水産省は、農業法人育成支援活動のための補助事業の効果を確保し、農業経営の法人化及び法人経営の体質強化を更に推進する観点から、以下の事項について、都道府県に対し徹底させるための措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県は、法人化志向農業者等の実態を把握するため、基盤強化実施要綱の趣旨を踏まえて法人化志向農業者等の実態調査を適切に実施すること。</p> <p>また、その調査結果について適切な分析を行い、法人化志向農業者等名簿等の基礎資料を作成するとともに、市町村等他の法人育成指導機関に対しても当該資料を提供し、法人設立指導の活用に供すること。</p> <p>② 都道府県は、法人育成推進重点地区活動の対象となる市町村の選定に当たって、法人化志向農業者等の実態調査の結果、市町村の意向等を踏まえるとともに、法人育成推進重点地区活動を推進すること。</p> <p>また、都道府県は、同活動の対象となる市町村の選定後においては、市町村及び関係機関との連携を図り、法人化のための推進方策及び関係機関・団体との役割分担を具体的に検討するなど、より実効の上がるような同活動の展開を図ること。</p> <p>③ 指定農業団体は、法人化研修会の参加者等法人化に意欲があると認められる者に対し、法人設立指導の働き掛けを行う等法人設立指導に積極的に取り組むこと。</p> <p>また、指定農業団体は、個別の経営体に対して法人設立指導を実施する場合には、法人化計画書を作成した上で適正な指導を行うとともに、市町村経営改善支援センター等他機関との連携を図り、効果的な法人設立指導を行うこと。</p> <p>④ 指定農業団体は、法人経営研修会の参加者等経営改善に意欲があると認められる者に対し、法人経営指導の申請の働き掛けを行う等経営改善指導に積極的に取り組むこと。</p> <p>また、指定農業団体は、個別の経営体に対して法人経営指導を実施する場合には、経営診断書を作成した上で適正な経営指導及び稲作以外の営農類型にも対応した経営診断を実施するとともに、県農業改良普及センター、県畜産会等他機関との連携を図り、効果的な経営指導を行うこと。</p>	<p>① 法人化志向農業者等の実態調査については、農業法人育成支援事業を実施する都道府県においては必ず実施するとともに、その調査結果について適切な分析を行い、基礎資料を作成の上、市町村等他の法人育成指導機関に対しても当該資料を提供し、設立指導の活用に供するよう、「農業法人育成支援事業の適正な実施について」（平成13年9月4日付け13経営第2984号農林水産省経営局経営政策課長通知。以下「経営政策課長通知」という。）により地方農政局等を通じ都道府県を指導するとともに、その旨を地方農政局経営課長等会議（平成13年10月24日）及び平成13年度法人化推進全国現地検討会（平成13年10月31日から11月2日まで）において周知徹底した。</p> <p>② 法人育成推進重点地区活動の実施に当たっては、当該活動がより実効の上がるものとなるよう、i) 法人化志向農業者等の実態調査結果、都道府県経営・生産対策推進会議における検討結果及び市町村の意向を踏まえ総合的に判断して市町村を選定すること、ii) 対象市町村の選定後の当該市町村への文書通知及び関係機関への周知を徹底すること並びに市町村及び関係機関との連携を図り、法人化のための推進方策及び関係機関・団体との役割分担に関する具体的な現地検討を徹底することについて、経営政策課長通知により地方農政局等を通じ都道府県を指導するとともに、その旨を上記地方農政局経営課長等会議及び法人化推進現地検討会において周知徹底した。</p> <p>③ 指定農業団体が実施する法人の設立指導の積極的な取組及び効果的な実施のため、i) 法人化研修会の参加者等法人化に意欲があると認められる者に対する申請の働き掛けを行うこと、ii) 法人設立指導を個別の経営体に実施する場合は、その者の詳細な意向把握に基づく法人化計画書の作成とこれに基づく適正な助言・指導を行うとともに、他機関との連携を徹底すること、iii) 法人化計画書及び法人の設立に向けた指導・助言の詳細な記録、その活用による効率的な指導を実施することについて、経営政策課長通知により地方農政局等を通じ都道府県を指導するとともに、その旨を上記地方農政局経営課長等会議及び法人化推進現地検討会において周知徹底した。</p> <p>④ 指定農業団体が実施する法人の経営指導の積極的な取組及び効果的な実施のため、i) 法人経営研修会の参加者等経営改善に意欲があると認められる者に対する申請の働き掛けを行うこと、ii) 法人経営指導を個別の経営体に実施する場合は、その者の営農類型に適した経営診断書の作成とこれに基づく適正な助言・指導を行うとともに、他機関との連携を徹底すること、iii) 経営診断書及び法人の経営体質の強化に向けた指導・助言の詳細な記録、その活用による効率的な指導を実施することについて、経営政策課長通知により地方農政局等を通じ都道府県を指導するとともに、その旨を上記地方農政局経営課長等会議及び法人化推進現地検討会において周知徹底した。</p>

通 知 要 旨	回 答 要 旨
<p>2 農業担い手への農用地の集積の促進</p> <p>農林水産省は、農地保有の合理化を図るための補助事業の効果を確保し、認定農業者等農業担い手への農用地の集積を促進する観点から、以下の事項について、都道府県を通じて徹底させるための措置を講ずるとともに、あっせん事業について、中核的担い手である認定農業者を優先する取扱方針を明確に示す必要がある。</p> <p>① 都道府県及び市町村は、策定後5年を経過し見直されていない基本方針又は基本構想について、営農類型別の農業經營の規模等を勘案した上で見直し、新たな目標年次と目標値を設定すること。</p> <p>② 農業委員会は、i) 農用地等の売買等のあっせんを積極的に実施し、あっせん事業の活性化を図るなど、農業担い手への農用地等の利用集積の促進を図ること、ii) あっせん基準面積について、当該地域における農家の平均經營面積を踏まえて的確に見直すとともに、あっせん目標面積については、市町村農振計画の經營目標面積と基本構想に定める經營規模との整合を図ること、iii) あっせん事業を行に際して、あっせん譲受け等候補者名簿の作成及びあっせんの相手方の選定を適切に行うこと。</p> <p>③ 農地保有合理化法人は、i) 当該法人が担う役割等を踏まえ、売渡し又は貸付けの相手方の選定の的確な実施を通じて、認定農業者等中核的担い手への農用地等の利用集積の促進を図り、農地保有合理化事業をより効果的に実施すること、ii) 事業規程における農地保有合理化基準面積について、当該地域における農家の平均經營面積を踏まえて的確に見直すこと。</p> <p>④ 市町村は、農地流動化を促進するための推進員を活用した事業を実施するに当たって、推進員の活動内容の的確な把握・確認等の推進員による活動の実効を上げるために必要な措置を講ずること。</p>	<p>① 農業担い手への農用地の集積の促進が図られるよう基本方針及び基本構想の見直しが未済の都道府県及び市町村について、早期の見直しを実施するよう、「農地利用集積特別対策の適正な実施等について」（平成13年8月13日付け農林水産省経営局経営政策課・構造改善課関係課長補佐名事務連絡）により地方農政局等を通じ都道府県を指導した。</p> <p>さらに、平成13年10月18日に開催した地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の概要及び上記通知等の趣旨、内容等について周知徹底を図った。</p> <p>② i) 「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）の一部改正（平成13年9月6日付け13経営第3052号農林水産事務次官依命通知）を行い、認定農業者を優先する取扱方針を明確に示した。</p> <p>また、あっせん事業が農地流動化を促進するための主要な事業であること、担い手への農地の利用の集積の推進が重要な政策課題であることからかんがみ、地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の内容を踏まえ、農業担い手への農用地等の利用集積の促進を図るよう、周知徹底した。</p> <p>ii) あっせん基準面積及びあっせん目標面積を地域の經營規模拡大の状況等を踏まえて適宜見直すとともに、あっせん譲受け等候補者名簿を適切に作成、管理し、あっせん事業を適正かつ効果的に実施するよう、「農地移動適正化あっせん事業及び農地保有合理化事業の適正かつ効果的実施について」（平成13年9月6日付け13経営第3053号農林水産省経営局構造改善課長通知。以下「構造改善課長通知」という。）により地方農政局等を通じ都道府県を指導した。</p> <p>さらに、上記地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の概要及び上記通知等の趣旨、内容等について周知徹底を図った。</p> <p>③ 農地保有合理化事業について、売渡し又は貸付けの相手方の的確な選定を通じて、認定農業者等への農用地等の利用集積を図るなど、適正かつ効果的に実施するとともに、事業規程における基準面積を地域の經營状況等を踏まえて適宜見直すよう、構造改善課長通知により地方農政局等を通じ都道府県を指導した。</p> <p>さらに、上記地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の概要及び上記通知等の趣旨、内容等について周知徹底を図った。</p> <p>④ 市町村は、農地利用集積特別対策を実施するに当たって、総合調査員、調査員及び集積促進員の活動内容の的確な把握及び確認に努めることによりこれらの者の活動の実効を上げるよう、「農地利用集積特別対策の適正な実施等について」（平成13年8月13日付け農林水産省経営局経営政策課・構造改善課関係課長補佐名事務連絡）により地方農政局等を通じ都道府県を指導した。</p> <p>さらに、上記地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の概要及び上記通知等の趣旨、内容等について周知徹底を図った。</p>

通 知 要 旨	回 答 要 旨
<p>3 農用地の集積等に係る補助事業費の取扱いの明確化</p> <p>農林水産省は、補助事業費の取扱いの明確化を図ることにより、その適正な執行を確保する観点から、補助事業費の取扱いについて、補助金交付要綱等に基づく具体的な取扱方針を補助事業者に明確に示すとともに、その方針に基づく指導の徹底を図るなど、必要な措置を講じること。</p>	<p>農用地の集積等に係る補助事業費の取扱いの明確化を図るために、</p> <p>① 土地利用調整推進事業について、「土地利用調整推進事業の適正な実施について」（平成13年7月16日付け13農振第631号農村振興局整備部農地整備課長通知）により同事業に係る補助対象及び補助対象外事例をより明確に示し、地方農政局等を通じ都道府県、市町村、上地改良区等に対する指導徹底を図った。</p> <p>また、平成13年9月から10月にかけての平成13年度事業実施状況等に係る全国を対象としたヒアリングの際に、事業の適正な実施について周知徹底を図った。</p> <p>② 農地保有合理化事業等について、「農地保有合理化事業及び農地利用集積実践事業の適正な実施について」（平成13年8月13日付け13経営第2515号農林水産省経営局構造改善課長通知）により両事業に係る補助対象及び補助対象外事例を明確にするとともに、「農地利用集積特別対策の適正な実施等について」（平成13年8月13日付け農林水産省経営局経営政策課・構造改善課関係課長補佐名事務連絡）により補助金交付申請時等における厳正な審査の実施等について地方農政局等を通じ都道府県等を指導した。</p> <p>さらに、平成13年10月18日に開催した地方農政局構造改善課長等会議において、総務省の指摘の概要及び上記通知等の趣旨、内容等について再度周知徹底を図った。</p>